

平成22年第2回笠間市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成22年2月23日（火） 午後2時00分開議
2. 招集場所 笠間市役所笠間支所 2階 教育委員会会議室
3. 出席者 教育委員 5名（欠席委員 なし）
事務局 11名
4. 提出された議題（議事） 別紙のとおり
5. 会議の概要
 - (1) 委員長 午後2時00分開会を宣す。
 - (2) 事務局 別紙により教育長事務報告をする。
委員長 事務報告についての質疑を問う。
委員長 全員異議なし，異議なしの声により全員に再確認し，原案どおり承認する。
委員長 議案第2号 笠間市指定文化財の指定についてを上程し，事務局の説明を求める。
事務局 原案に基づいて説明をする。
委員長 質疑を問う。
委員長 全員異議なし，異議なしの声により全員に再確認し，原案どおり承認する。
委員長 議案第3号 平成22年第1回笠間市議会定例会提出議案に同意することについてを上程し，事務局の説明を求める。
事務局 原案に基づいて説明をする。
委員 指導室の指導主事が1名増員となった理由はなんでしょうか。
教育長 業務量の軽減のために1名増員し，指導室長1名，指導主事3名の体制としました。
指導主事を4名以上配置する場合には，1名は若手を配置しなければならないと県で決められています。1名は42歳の者を配置しまして，3年間配置する予定です。
現在の指導主事2名は配置4年目となるため，今回異動となります。2名異動し，3名新たに配置となります。
指導室に指導主事を配置するためには，県に申請し，県費負担の教

員を市で負担をする行政職に任用替えをする必要があり、市から県へ要請をする形になります。市の学校数の規模を考えると21校に対して指導室3名は少ない人数でした。

委員 生涯学習課の寺子屋事業に関してですが、何か所で実施していて、何人程度生徒は集まっているのでしょうか。

事務局 各地区公民館にて実施しております。計3か所です。笠間が20名、友部が12名、岩間が10名です。

委員 料金をいただいて実施しているのでしょうか。

事務局 月1000円いただいております。

委員 受講人数が少ないようですが、何が原因と考えられるのでしょうか。

事務局 塾等の経営を障らないようにと過度の広報等を控えておりました。しかし、市長より学力向上を第一に考えるようにとの指示を受けております。

委員 事業を実施するのであれば、より学力向上に努めていただきたいと思います。先進的な場所について視察を行うのも良いのではと思います。

委員 原子力・エネルギー教育支援事業補助金、スポーツエキスパート活用事業補助金についてももう少し詳しく説明をお願いします。

事務局 原子力・エネルギー教育支援事業補助金についてですが、東海村で起きた原子炉の事故を契機に、新たな事業として取り組まれてきたものです。原子力エネルギーに関する教育のために、毎年補助を受けております。

委員 こちらは、教員の配置に充てられるのでしょうか。

事務局 いえ、学校で使用する備品等の購入費用に充てるものです。

スポーツエキスパート活用事業補助金についてですが、部活動指導者にかかる費用の一部に充てる目的で使用する補助金です。

委員 A L Tは市内に何名配置されているのでしょうか。

教育長 小中学校を合わせて10名配置しています。

委員 予算に対してA L Tの給与が少額であるように感じます。市内のA L Tの方と会話する機会が多くあったのですが、出身国によって給与に差があるという話を伺いました。そのため、優秀な人材が給与を不服として市内A L Tの職を辞しています。A L Tと教育委員会の間の事業者を介さずに直接学務課で雇用する等のことができれば、その点が改善されるのではと思います。

教育長 笠間市で直接雇った方が良いという構想はありました。市内の合気道の道場で学んでいる外国人の方を雇用できれば、礼儀も正しく良い

講師を採用できると思います。構想が実現していない理由としては、雇用をする場合、トラブルが発生した際や事務的な部分で、教育委員会の意図をどれだけ伝えられるかに不安が残ったためです。

委員 現在の派遣法だと、雇用主以外、例えば学校の先生からALTが指示を受けることはできません。あくまで雇用主が指導しなければなりません。学校でALTが参加する授業は、一緒に授業をする教員と密にコミュニケーションを取ることが欠かせない状況にあります。

委員長 少人数学級を小学校3年生、4年生にも広げるというのは、県の施策であるので、その部分の費用については、県の予算でやっていただけるのでしょうか。

教育長 はい、そのようになります。そのため、今回の予算の中に項目が入っておりません。

委員長 全員異議なし、異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

(3) 委員長 午後3時30分閉会を宣す。

6. 議決事項

議案第2号	笠間市指定文化財の指定について	可決
議案第3号	平成22年第1回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて	可決